

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 0 年度
計画主体	日 高 町

## 日高町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業経済課  
所在地 沙流郡日高町門別本町 2 1 0 番地  
電話番号 0 1 4 5 6 - 2 - 5 1 3 1  
F A X 番号 0 1 4 5 6 - 2 - 6 1 9 1

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・アライグマ・キツネ・アオサギ
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	日高町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成19年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	・ 水稲	21.8ha 16,088千円
	・ 牧草	453.6ha 83,845千円
	・ デントコーン	71.4ha 30,529千円
	・ スイートコーン	0.9ha 644千円
	・ ビート	4.2ha 4,108千円
	・ 馬鈴薯	0.3ha 388千円
	・ その他葉菜類	0.4ha 1,009千円
	・ その他作物	0.8ha 3,842千円
ヒグマ、	・ デントコーン	2.3ha 1,149千円
アオサギ	・ 水稲	0.7ha 669千円
	・ ヤマメ	1箇所 1,500千円
アライグマ、キツネ	・ スイートコーンほか	被害件数 48件 ※被害額不明

(2) 被害の傾向

<p>エゾシカ・アライグマは町内一円において被害が増加傾向にある。また、田植え等の植付け時期から収穫時期までの長期に渡って出没しており、捕獲個体数は増加している。</p> <p>ヒグマは目撃情報が多発しており、山間部以外にも民家に近い場所で被害が発生している。</p> <p>キツネについては、エキノコックス被害が懸念されるほか、スイートコーン等の農作物に被害がある。</p> <p>アオサギについては、水稲・ヤマメ等の被害がある。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成19年度）	目標値（平成22年度）
エゾシカ	553.4 ha 14,045万円	500 ha 12,000万円
ヒグマ	2.3 ha 115万円	1.8 ha 90万円
アオサギ	0.7 ha 67万円	0.5 ha 50万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>ヒグマについては、ハンターと委託契約により、箱わなによる捕獲を実施している。また、非常勤職員として依頼ハンターを採用し対策を実施している。</p> <p>アライグマは、町職員により箱わなを用いた捕獲を実施している。</p> <p>アオサギについては、内水面魚家が自家防衛している。</p> <p>ヒグマ、エゾシカ、キツネ、アライグマは捕獲奨励金を支出することで積極的な捕獲を実施している。</p>	<p>エゾシカは銃器により捕獲を実施しており、平成19年度では有害鳥獣捕獲で585頭以上捕獲しているが生息頭数の減少がみられない。(生息頭数の増加が著しいと考えられる。)</p> <p>ヒグマは基本的に箱わなでの捕獲を実施しているが、免許を有する者が少ないため捕獲数が増加しない。</p> <p>アライグマは、町職員により箱わなを用いた捕獲を実施しているが、被害件数の増加により、対応に苦慮している。</p> <p>アオサギについては、内水面魚家が自家防衛しているが、被害が減少するに至っていない。</p> <p>猟友会会員の減少・高齢化が進んでおり、今後の捕獲体制が憂慮される。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>エゾシカの侵入防止として、水稻・とうもろこし・豆類等の圃場に電気柵を設置した場合、1カ所につき1/3以内、20万円を限度に補助金を交付</p>	<p>農家が点在しているため、集落全体を囲うことができず、圃場ごとの設置となっている。</p> <p>また、電気柵をくぐる、飛び越える等、エゾシカの学習能力の高さに苦慮している。</p>

(5) 今後の取組方針

- ・ 農林業関係機関と被害防止に向けて効果的な対策等を協議する。
- ・ 捕獲体制の整備を図る。
- ・ 狩猟者の高齢化対策としての担い手の育成、確保を図る。
- ・ 被害防止対策に携わる者の鳥獣の習性等に関する知識の向上を図る。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒグマ（原則、箱わなによる捕獲） 従来有害鳥獣捕獲とする。</li> <li>・エゾシカ、キツネ、アオサギ（銃器による捕獲） 従来有害鳥獣捕獲とする。</li> <li>・アライグマ（箱わなによる捕獲） 防除計画による捕獲従事者（町職員）により捕獲を実施する。</li> </ul>
---

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20	エゾシカ、ヒグマ アライグマ キツネ、アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わなによる捕獲を充実させるための機材購入。</li> <li>・捕獲従事者の負担を軽減することで担い手の確保、育成を図る。</li> </ul>
21	エゾシカ、ヒグマ アライグマ キツネ、アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わなによる捕獲を充実させるための機材購入。</li> <li>・捕獲従事者の負担を軽減することで担い手の確保、育成を図る。</li> </ul>
22	エゾシカ、ヒグマ アライグマ キツネ、アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わなによる捕獲を充実させるための機材購入。</li> <li>・捕獲従事者の負担を軽減することで担い手の確保、育成を図る。</li> </ul>

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の被害状況及び捕獲実績を基に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	20年度	21年度	22年度
エゾシカ	600	600	600
ヒグマ	5	5	5
アライグマ	50	60	70

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲予定場所は町内一円（原則として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所は除く。）</li> <li>・捕獲手段について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以</li> </ul>

外の方法で行う。

- ・捕獲予定時期は、次の期間とする。

エゾシカ → 4月から3月末日まで（狩猟期間を除く）の期間とし銃器による捕獲を実施する。

ヒグマ → 4月から10月末日までの期間とし、原則箱わなを用いた捕獲を実施する。

アライグマ → 防除計画により通年にて捕獲を実施する。

キツネ → 2月から3月の期間において銃器による捕獲を実施する。（検体を保健所へ提出しエキノコックス症の媒介状況の調査を行う。）

アオサギ → 主に農作物の作付け時期である4月から6月の期間において、銃器による捕獲を実施する。

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	20年度	21年度	22年度
エゾシカ、ヒグマ	侵入防止電気柵 10箇所 延長 10,000m	侵入防止電気柵 10箇所 延長 10,000m	侵入防止電気柵 10箇所 延長 10,000m

（2）その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20	ヒグマ	出没が多発する場合は、農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯を設置する。また、状況により発砲による追い払いを実施する。
21	ヒグマ	出没が多発する場合は、農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯を設置する。また、状況により発砲による追い払いを実施する。
22	ヒグマ	出没が多発する場合は、農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯を設置する。また、状況により発砲による追い払いを実施する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	なし
構成機関の名称	役割
なし	なし

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

なし
----

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし
----

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体については、有効活用できるよう努める。 また、ヒグマ捕獲の際は、臼歯、胃内容物、肝臓腎臓等の検体を関係機関に提供する。
--

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
----